

# セクシュアルハラスメントのない職場を作ろう!

(セクシュアルハラスメント防止の基本方針)

J A 佐波伊勢崎

1 職場におけるセクシュアルハラスメントは、職員を働きにくくさせる問題であり、職場のモラルを低下させ、業務の円滑な遂行を妨げます。

2 職場で性的な言動を行って、周囲の職員を不快にさせていると思いがたう人はいませんか。

性的な言動を行う側は軽い気持ちでも、された側は不快に感じている場合があります。

職場においては、男性も女性も対等なパートナーです。また、パート、アルバイト、派遣職員のみなさんも同じ職場に働く仲間です。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、セクシュアルハラスメントのない、快適な職場を作っていきましょう。

3 当組合の職員が不快に感じる性的言動は、取引先の方々も不快に感じることは当然であり、当組合の職員としてこのような言動は厳に慎みましょう。

4 相談・苦情窓口

職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談・苦情は、**総務部・人事課**までご連絡ください。

**TEL 0 2 7 0 - 2 0 - 1 2 2 2**

**E-mail : [jinji@sawaisesaki.jagunma.net](mailto:jinji@sawaisesaki.jagunma.net)**

※苦情には公平に対処し、場合によっては就業規則に従った処分を行います。プライバシーは守られますので安心してご相談ください。